別表六の十一(九)付表の表中「措法第68条の９第７項各号の該当号」を「旧措法第68条の９第７項各号の該当号」に改め、同表の記載要領中「租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の」に改める。

別表六の十一(十)付表の記載要領第一号中「、法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の十一(十一)の記載要領第一号中「租税特別措置法第68条の11第２項若しくは第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の11第２項若しくは第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第二号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の十一(十一)付表の記載要領第一号中「租税特別措置法第68条の11第２項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の11第２項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の十一(十二)の記載要領第一号中「租税特別措置法第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、」を削り、「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同第二号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の十一(十二)付表の記載要領第一号中「租税特別措置法第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第三号中「租税特別措置法第68条の13第１項又は」を削り、「に規定する」を「又は令和２年旧措置法第68条の13第１項に規定する」に改める。

別表六の十一(十三)の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加える。

別表六の十一(十三)付表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の」を加え、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の十一(十四)の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加える。

別表六の十一(十四)付表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の」を加え、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の十一(十五)の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「特定連結親法人（租税特別措置法」を「特定連結親法人（令和２年旧措置法」に改める。

別表六の十一(十五)付表の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第三号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の十一(十六)の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加える。

別表六の十一(十六)付表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の」を加え、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。